

70歳からの国保及び老人医療について

老人保健制度の対象年齢が70歳から75歳以上に引き上げられたことにより、国保加入者のうち平成14年10月1日以降に70歳になる方の医療は次の表のようになります。

|            |   |   |
|------------|---|---|
| 年齢         | 70歳から75歳になるまで   | 75歳になったら  |
| 医療費の自己負担割合 | 1割（一定以上所得者は2割）  | 1割（一定以上所得者は2割）  |
| 医療の開始時期    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■70歳の誕生日が月の初日の場合はその月から（例：誕生日が10月1日→10月診療分から該当）</li> <li>■70歳の誕生日が2日以降の場合は翌月から（例：誕生日が10月2日→11月診療分から該当）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■75歳の誕生日が月の初日の場合はその月から（例：誕生日が10月1日→10月診療分から該当）</li> <li>■75歳の誕生日が2日以降の場合は翌月から（例：誕生日が10月2日→11月診療分から該当）</li> </ul> |
| 新たに交付されるもの | 「国民健康保険高齢受給者証」  | 「老人保健法 医療受給者証」<br>「健康手帳」  |



○各受給者証は必ず手元に保管し、お医者さんにかかるときは保険証と一緒に窓口提示してください。

○「国民健康保険高齢受給者証」については、他の健康保険に変わったときや老人保健制度の対象となったときは、町へ返却してください。

○平成14年9月30日以前に70歳になった方は、引き続き老人保健制度で医療を受けられます。寝たきりなど一定障害のある方は、65歳から老人保健制度で医療を受けることとなります。

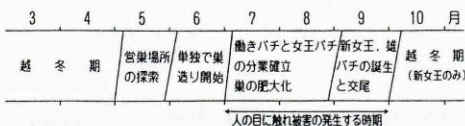
ハチに注意!!



今年は、小雨のため蜂（ミツバチ・スズメバチ）による被害が増えています。

巣には刺激を与えないよう注意してください。刺激を与えると蜂は攻撃的となり、巣の近くを通行しただけでも刺されることがあります。

巣を発見した場合は、専門家でない人が駆除することは危険を伴うので、害虫駆除の専門業者に巣の除去を依頼するようにしてください。



※ 駆除業者については、役場生活環境課（直通 ☎43-1900）でご紹介します。

湯免ふれあいセンター  
入浴者100万人突破

湯免ふれあいセンターの入浴者が、100万人を突破し、9月12日(木)に記念イベントが行われました。

100万人目となったのは、宇部市の松岡信彦さん。8月17日、夜勤明けに同僚と立ち寄ったところ100万人目となったとのこと。松岡さんには記念品として、天然マダイと入浴券25枚、食事券、湯免もなかが贈られました。また、イベント当日は一日浴場が無料開放されました。



ふれあいセンターの浴場衛生管理について

最近、新聞紙上にレジオネラ菌に関する記事が掲載され、多くの皆様が心配されていることと思いますが、当湯免ふれあいセンターでは、開館以来、衛生管理マニュアルにより日常の衛生管理を徹底する一方、岩国臨床検査センターにレジオネラ菌検査を依頼、実施しています。

その結果「何ら問題ない」という検査結果報告を受けておりますので、安心してご来館くださいますようお願い申し上げます。

<レジオネラ症防止対策マニュアル>

- 1 日常における浴槽等衛生管理
  - ① 浴槽水（露天・水風呂を含む）は21時に抜き、高圧洗浄機等で清掃し、翌日の湯を入れる。（毎日完全換水）
  - ② ろ過器の維持管理は、毎朝大浴、露天用も逆洗を行う。
  - ③ 毎週月曜日に浴室内の大掃除を行う。
  - ④ 1年に1度循環装置の総点検を実施する。その時、ろ過材を交換する。
- 2 浴槽の水質管理
  - ① 浴槽水の消毒に用いる薬剤は、ナクロースーパーを使用する。
  - ② 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を、終日0.3mg/l前後で管理する。
  - ③ 検査時間帯は10時から16時の間大浴・露天それぞれで実施する。
  - ④ 検査結果は、浴室衛生管理日誌に記入し保管する。

共同募金

赤い羽根募金

10月1日～12月31日